

上場株式等の相続税評価

POINT

上場株式等の相続税（贈与税）評価額は、課税時期の終値（取引価格）と課税時期の属する月以前3ヶ月の各月ごとの終値（取引価格）平均額のうち最も低い価額です。

1 上場株式の相続税（贈与税）評価

上場株式は、その株式が上場されている取引所^(※1)が公表する課税時期の終値^(※2)、あるいは、相場は毎日変動することから課税時期の属する月以前3ヶ月（相続発生月・前月・前々月）の各月ごとの終値平均額のうち最も低い価額で評価します。ただし負担付贈与等^(※3)によって取得した株式は、取得した日の終値^(※2)で評価します。

（例）課税時期が8月9日の場合

(イ)8月9日の終値^(※4) (ロ)8月の毎日の終値平均額 (ハ)7月の毎日の終値平均額
(ニ)6月の毎日の終値平均額：(イ)～(ロ)のうち最も低い価額となります。

※1 2以上の取引所に上場されている株式については、取引所を選択できます（課税時期の終値がある取引所に限ります）。

※2 権利落等がある場合には終値や各月の平均額の計算方法の特例があります。

※3 負担付贈与等とは、受贈者に一定の債務を負担させることを条件に行った贈与、または、個人間の対価を伴う取引のことをいいます。例えば資産と負債を抱き合わせで行う贈与です。

※4 8月9日が休日等で終値がない場合には、その後で最も近い日の終値とし、その終値が2つある場合にはそれらの平均額とします。

2 気配相場のある株式の相続税（贈与税）評価

①登録銘柄および店頭管理銘柄

登録銘柄および店頭管理銘柄の株式は、日本証券業協会が公表する課税時期の取引価格^(※1)、あるいは、相場は毎日変動することから課税時期の属する月以前3ヶ月の各月ごとの取引価格平均額のうち最も低い価額で評価します。ただし負担付贈与等^(※3)によって取得した株式は、取得した日の取引価格で評価します。

（例）課税時期が8月9日の場合

(イ)8月9日の取引価格^(※2) (ロ)8月の毎日の取引価格平均額 (ハ)7月の毎日の取引価格平均額 (ニ)6月の毎日の取引価格平均額：(イ)～(ロ)のうち最も低い価額となります。

※1 課税時期に取引価格がない場合や権利落等がある場合には特例があります。

※2 取引価格が高値と安値の双方について公表されている場合には、それらの平均額とします。

※3 負担付贈与等とは、受贈者に一定の債務を負担させることを条件に行った贈与、または、個人間の対価を伴う取引のことをいいます。例えば資産と負債を抱き合わせで行う贈与です。

②公開途上にある株式

株式の公開に際して公募や売出しが行われる場合には、その株式の公開価格によって評価します。公募や売出しが行われない場合には、課税時期以前の取引価格等を勘案して評価します。

未上場株式(取引相場のない株式・出資持分)の相続税評価

POINT

- ①未上場株式を取得する株主が「同族株主」に該当するか否か、そして評価会社の会社規模によって、未上場株式の評価方式が異なります。
- ②同族株主にとっての評価額は、会社の配当金額・利益金額・簿価純資産価額・時価純資産価額、加えて類似する業種の上場会社の株価等に応じて算定されます。

1 持ち株シェアで決まる未上場株式の評価

オーナー経営者一族(同族株主)にとっての1株と従業員・取引先等の少数株主(同族株主以外)にとっての1株では、未上場株式の価値(時価)は異なります。

株主	株式の価値	評価方式
同族株主	会社支配権	原則的評価方式(類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式)
同族株主以外	配当期待権	特例的評価方式(配当還元方式)。ただし、配当還元方式による評価額が原則的評価方式による評価額を超える場合には、原則的評価方式

2 同族株主にとっての株価

①会社規模と評価方式

同族株主にとっての未上場株式(自社株式)の評価額は、「会社規模(業種・従業員数・売上高・簿価総資産価額により決定)」により異なります。「大会社」は「類似業種比準価額」または「純資産価額」のいずれか低い価額、「中会社」と「小会社」は「純資産価額」または「2つの価額の折衷価額(折衷の割合は会社規模により異なる)」のいずれか低い価額です。つまり、どの会社も「類似業種比準価額」と「純資産価額」の算定が必要です。

会社規模と評価方式

会社規模	類似業種比準方式	併用方式		純資産価額方式
		類似業種比準価額	純資産価額	
大 会 社	○	—	—	○
中会社の _大	—	0.90	0.10	○
中会社の _中	—	0.75	0.25	○
中会社の _小	—	0.60	0.40	○
小 会 社	—	0.50	0.50	○

なお、総資産のうち土地等を一定割合以上保有している会社(土地保有特定会社)、株式等を一定割合以上保有している会社(株式等保有特定会社)、などの特定会社等に該当する場合は、上表によらず、「純資産価額方式」等により株価を計算します。

また、評価会社が比準要素数1の会社に該当する場合、併用方式は上表によらず「類似業種比準価額×0.25+純資産価額×0.75」になります。

コラム column

事業承継税制 (自社株式の相続税・贈与税納税猶予制度)

1 創設の趣旨

経営者から後継者への自社株式の移転に伴う重い税負担が、中小企業における事業承継の妨げになっている可能性があることに鑑み、円滑な事業承継を支援する目的で2009年度税制改正により「非上場株式等に係る相続税（贈与税）の納税猶予制度」が創設されました。また、2018年度税制改正において、2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間^{*}に特例承継計画を提出して行われる、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の相続・贈与等について事業承継税制の特例制度が導入されました。

^{*}2022年度改正により提出期限が2024年3月31日まで延長されました。

2 事業承継税制・原則制度の内容

(1)相続税の場合

後継者が相続等により取得した非上場株式等^(※)のうち80%部分に対応する相続税額の納税を猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

^{*}発行済議決権株式総数等のうち3分の2に達する部分までが上限です。

主な適用要件

	相続時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (被相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと（代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし） ・複数人（代表者以外の者を含む）から後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者（後継者を除く）の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
後継者 (相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時において会社の役員であること（※1） ・相続開始から5ヶ月後において、会社の代表者であること ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法（※2）における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社（※3）に該当しないこと（事業実態があるものは除く） ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること（※4） ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など 	

事業継続要件

※1 先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合には役員要件不要

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※4 相続税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること（相続税申告期限後5年経過時点で判断します）。

コラム column

(2)贈与税の場合

後継者が一定の贈与により取得した非上場株式等^(※)に対応する贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※発行済議決権株式総数等のうち3分の2に達する部分までが上限です。

主な適用要件

	贈与时	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (贈与者)	<ul style="list-style-type: none"> 贈与の前のいずれかの時において会社の代表者であったこと(代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし) 贈与前に代表者を退任していること(贈与後引き続き、役員でも可) 複数人(代表者以外の者を含む)から後継者への承継も適用対象 同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者(後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
後継者 (受贈者)	<ul style="list-style-type: none"> 贈与の日において18歳以上であること(※1) 同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有すること 贈与の日において会社の代表者であること 贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその会社の役員であること 	<ul style="list-style-type: none"> 代表者であり続けること 納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること 継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること 継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
会社	<ul style="list-style-type: none"> 経営承継円滑化法(※2)における認定を受けた中小企業であること 資産保有型会社、資産運用型会社(※3)に該当しないこと(事業実態があるものは除く) 常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の8割を維持すること(※4) 年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など 	

事業継続要件

※1 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※4 贈与税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること(贈与税申告期限後5年経過時点で判断します)。

コラム column

3 事業承継税制・特例制度の内容 (2018年度税制改正により導入)

(1)相続税の場合

特例後継者が2018年1月1日から2027年12月31日までの間に相続等により取得した非上場株式等^(※)に対応する相続税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※株式数の上限はなく、取得した全ての発行済議決権株式が適用対象になります。

主な適用要件

	相続時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (被相続人)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと (代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし) ・複数人 (代表者以外の者を含む) から特例後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者 (特例後継者を除く) の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
特例後継者 (相続人等)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始時において会社の役員であること (※1) ・相続開始から5ヶ月後において、会社の代表者であること ・代表権を有する複数人 (最大3人) への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者 (他の特例後継者を除く) の中で最も多くの議決権数を保有することとなること (特例後継者が複数の場合、少なくとも10%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
特例認定承継会社	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月1日から2024年3月31日までの間に特例承継計画 (※2) を都道府県に提出した会社であること ・経営承継円滑化法 (※3) における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社 (※4) に該当しないこと (事業実態があるものは除く) ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること (※5、6) ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など <p style="text-align: center;">▼ 事業継続要件</p>	

- ※1 先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合又は後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合には役員要件不要
- ※2 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
- ※3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。
- ※4 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。
- ※5 相続税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること (相続税申告期限後5年経過時点と判断します)。
- ※6 相続税申告期限後5年間に於いて雇用確保要件を満たさない場合であっても、一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予は継続されます。

コラム column

(2)贈与税の場合

特例後継者が2018年1月1日から2027年12月31日までの間に一定の贈与により取得した非上場株式等^(※)に対応する贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

※株式数の上限はなく、取得した全ての発行済議決権株式が適用対象になります。

主な適用要件

	贈与時	申告期限から5年間	申告期限から5年経過後
先代経営者等 (贈与者)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと（代表権を有していた者以外の者については、親族・親族外を問わず、要件なし） ・贈与前に代表者を退任していること（贈与後引き続き、役員でも可） ・複数人（代表者以外の者を含む）から特例後継者への承継も適用対象 ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者（特例後継者を除く）の中で最も多くの議決権数を保有していたこと 		
特例後継者 (受贈者)	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与の日において18歳以上であること（※1） ・同族関係者と合わせて総議決権数の50%超を保有し、かつ、同族関係者（他の特例後継者を除く）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること（特例後継者が複数の場合、少なくとも10%） ・贈与の日において会社の代表者であること ・代表権を有する複数（最大3人）への承継も適用対象 ・贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその会社の役員であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者であり続けること ・納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ毎年提出すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の時等まで納税猶予の対象となった株式等を継続保有すること ・継続届出書を税務署へ3年毎に提出すること
特例認定承継会社	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月1日から2024年3月31日までの間に特例承継計画（※2）を都道府県に提出した会社であること ・経営承継円滑化法（※3）における認定を受けた中小企業であること ・資産保有型会社、資産運用型会社（※4）に該当しないこと（事業実態があるものは除く） ・常時使用従業員数が1人以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の8割を維持すること（※5、6） ・年次報告を都道府県知事へ毎年提出すること など <p style="text-align: center;">↓ 事業継続要件</p>	

※1 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※2 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

※3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※4 資産保有型会社とは、総資産の帳簿価額に占める有価証券、不動産など特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。資産運用型会社とは、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

※5 贈与税申告期限後5年間の各年基準日における従業員数の平均で雇用の8割を維持していること（贈与税申告期限後5年経過時点と判断します）。

※6 贈与税申告期限後5年間に於いて雇用確保要件を満たさない場合であっても、一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予は継続されます。

コラム column

4 事業承継税制の原則制度と特例制度の比較 (主要事項)

内容	原則制度	特例制度
① 納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の <u>3分の2</u> に達するまでの株式	取得した <u>全ての発行済議決権株式</u>
納税猶予税額	贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の80%	贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合：納税猶予対象株式に係る相続税の全額
② 贈与者・被相続人の要件	(2018年度改正前)代表権を有する又は有していた先代経営者から、株式を承継する場合のみ適用対象 (改正後)複数人(代表者以外の者を含む)から後継者への承継も適用対象	複数人(代表者以外の者を含む)から特例後継者への承継も適用対象
後継者の要件	代表権を有している又は代表権を有する見込みである、 <u>後継者1人</u> への承継のみ適用対象	代表権を有する <u>複数人(最大3人)</u> への承継も適用対象
③ 雇用確保要件を満たさない場合	申告期限後5年間ににおける雇用の平均が、贈与時又は相続時の雇用の8割を下回った場合には納税猶予は打切りとなる	申告期限後5年間ににおける雇用の平均が贈与時又は相続時の雇用の8割を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば納税猶予は継続される
④ 相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳(※)以上の者のうち、贈与者の子又は孫	贈与者(その年の1月1日において60歳以上)の推定相続人以外の者(同日において18歳(※)以上)である特例後継者も適用対象

※2022年3月31日以前は20歳

コラム column

5 猶予税額の納付と免除**(1) 納税猶予が打ちられ、猶予税額と利子税を納付しなくならなくなる場合^{※1}**

- ① 申告期限から5年以内に猶予対象株式等の譲渡を含む事業継続要件を満たさなくなった場合
- ② 申告期限から5年経過後に猶予対象株式等を譲渡した場合^{※2}
- ③ 対象会社が合併により消滅した場合（一定の合併は除きます） など

※1 2015年1月1日以後の相続または贈与の場合、申告期限から5年間、適用要件を満たすことで、当初5年間の利子税は免除されます。

※2 特例措置について、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に一定の要件を満たしたときには、一定の猶予税額が免除されます。

(2) 相続税の猶予税額が免除される場合（一定の期限内に書類の提出が必要）

- ① 納税猶予を受けた後継者（特例後継者を含む、以下(2)及び(3)において同じ）が死亡した場合
- ② 申告期限から5年経過後以降に、後継者から次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合
- ③ 申告期限から5年以内に身体障害等のやむを得ない理由により、後継者が代表者でなくなり、次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

(3) 贈与税の猶予税額が免除される場合（一定の期限内に書類の提出が必要）

- ① 贈与した先代経営者等が死亡した場合
- ② 先代経営者等の死亡前に、納税猶予を受けた後継者が死亡した場合
- ③ 申告期限から5年経過後以降に、後継者から次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合
- ④ 申告期限から5年以内に身体障害等のやむを得ない理由により、後継者が代表者でなくなり、次の後継者へ当該株式を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

コラム column

個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての納税猶予制度）

1 創設の趣旨

2018年度税制改正で非上場株式等に係る事業承継税制が拡充されましたが、引退期を迎えた個人事業主の円滑な事業承継を促進するため、2019年度税制改正では、「個人の事業用資産についての相続税（贈与税）の納税猶予制度」が創設されました。

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間に承継計画を提出して行われる、2019年1月1日から2028年12月31日までの間の相続・贈与等が適用対象となります。

2 個人版事業承継税制の内容

(1)相続税の場合

特例事業相続人等が相続等により取得した「特定事業用資産」に対応する一定の相続税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

なお、相続時において宅地等につき個人版事業承継税制を適用する場合には、その特定事業用宅地等については小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例 **P.318** との重複適用ができないため、注意が必要です。

主な適用要件

被相続人	・相続発生前に青色申告の承認を受けていること
特例事業相続人等	・特例事業相続人等（承継計画（※1）に記載された後継者であって、経営承継円滑化法（※2）の認定を受けた者）であること ・相続発生後に青色申告の承認を受けること ・特定事業用資産を保有し、事業を継続すること ・相続発生直前において当該事業用資産に係る事業に従事していたこと
特定事業用資産	・宅地等（面積400㎡までの部分に限る） ・建物（床面積800㎡までの部分に限る） ・建物以外の減価償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具、什器等）（※3） ・無形償却資産 ・生物（乳牛等、果樹等） で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
事業内容	・不動産貸付事業等（資産保有型事業、資産運用型事業）及び性風俗関連事業を除く
適用前の届出・手続	・2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を提出すること
適用時・適用後の届出・手続	・納税猶予額に相当する担保を提供すること ・相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署へ提出すること

※1 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画書をいいます。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。

コラム column

(2)贈与税の場合

特例事業受贈者が一定の贈与により取得した「特定事業用資産」に対応する一定の贈与税額の納税を全額猶予し、その後、一定の要件を満たせば猶予税額が免除される制度です。

主な適用要件

贈与者	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の承認を受けていること ・相続時精算課税制度を使う場合は、贈与の年の1月1日において60歳以上であること
特例事業受贈者	<ul style="list-style-type: none"> ・特例事業受贈者（承継計画（※1）に記載された後継者であって、経営承継円滑化法（※2）の認定を受けた者）であること ・贈与税の申告期限までに青色申告の承認を受けること ・贈与の日において18歳以上であること（※3） ・特定事業用資産を保有し、事業を継続すること ・開業の届出書を提出していること ・贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、当該特定事業用資産に係る事業に従事していたこと
特定事業用資産	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等（面積400㎡までの部分に限る） ・建物（床面積800㎡までの部分に限る） ・建物以外の減価償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具、什器等）（※4） ・無形償却資産 ・生物（乳牛等、果樹等） <p>で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産貸付事業等（資産保有型事業、資産運用型事業）及び性風俗関連事業を除く
適用前の届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を提出すること
適用時・適用後の届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・納税猶予額に相当する担保を提供すること ・贈与税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署へ提出すること

※1 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画書をいいます。

※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の略称です。

※3 2022年3月31日以前の贈与については、贈与の日において20歳以上であることが要件となります。

※4 固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。

3 猶予税額の納付と免除

(1)納税猶予が打ちられ、猶予税額と利子税を納付しなければならなくなる場合

- ① 特定事業用資産に係る事業を廃止した場合
- ② 特定事業用資産の譲渡等をした場合 など

(2)猶予税額が全額免除される場合

- ① 特例事業相続人等（受贈者）が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
- ② 申告期限から5年経過後に、次の後継者へ当該特定事業用資産を贈与し、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合 など

(3)猶予税額が一部免除される場合

- ① 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- ② 民事再生計画の認可決定等があった場合 など

公社債の相続税評価

POINT

- ① 上場公社債等は公表された最終価格等に既経過利息を加算する方法で評価します。
- ② 非上場公社債は発行価額に既経過利息を加算する方法で評価します。

1 利付公社債

① 上場利付債	取引所の公表する課税時期の最終価格等 + 既経過利息 (※1) (※2) (※4) (※5)
② 売買参考統計値銘柄に選定されている利付債	日本証券業協会の公表する 売買参考統計値 (平均値) + 既経過利息 (※1) (※3) (※5)
③ ①②以外の利付債	発行価額 + 既経過利息 (※1)

- ※1 既経過利息とは、課税時期に利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額をいいます。
- ※2 複数の取引所に上場されている公社債については、原則として、東京証券取引所の最終価格としますが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの取引所の最終価格とすることができます。
- ※3 日本証券業協会が公表する「売買参考統計値」には4つの値 (平均値、中央値、最高値、最低値) がありますが、評価の際は課税時期の平均値を使用します。
- ※4 上場利付債で日本証券業協会において、売買参考統計値銘柄として選定されている利付債は、公表される売買参考統計値 (平均値) と取引所の最終価格のうちいずれか低い金額で評価します。
- ※5 課税時期に最終価格および平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格または平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格または平均値で評価し、その日に最終価格、平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額で評価します。

2 割引公社債

① 上場割引債	取引所の公表する最終価格等 (※1) (※2) (※3) (※4)
② 売買参考統計値銘柄に選定されている公社債	日本証券業協会の公表する売買参考統計値 (平均値) (※3) (※4)
③ ①②以外の公社債	発行価額 + 既経過償還差益 (※4) このときの既経過償還差益は以下の算式を基に計算します。 $\frac{\text{券面額} + \text{発行価額との差額}}{\text{相当する金額}} \times \frac{\text{発行日から課税時期までの日数}}{\text{発行日から償還期限までの日数}}$

- ※1 複数の取引所に上場されている公社債については、原則として、東京証券取引所の最終価格としますが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの取引所の最終価格とすることができます。
- ※2 上場割引債で日本証券業協会において売買参考統計値銘柄として選定されている割引債は、公表される売買参考統計値 (平均値) と取引所の最終価格のうちいずれか低い金額で評価します。
- ※3 課税時期に最終価格および平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格または平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格または平均値で評価し、その日に最終価格、平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額で評価します。
- ※4 課税時期において割引公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき金額がある場合には、①～③の区分に従って評価した金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額で評価します。

3 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）

① 上場されている転換社債	取引所の公表する最終価格＋既経過利息（※1）（※2）
② 店頭転換社債として登録された転換社債	日本証券業協会の公表する最終価格＋既経過利息（※1）（※2）
③ ①②以外の転換社債	(1)(2)に該当しない転換社債 発行価額＋既経過利息（※1） (2)発行会社の株価（※3）＞転換価格の場合 発行会社の株価（※3）× $\frac{100\text{円}}{\text{転換価格}}$

※1 既経過利息とは、課税時期に利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から、当該金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額をいいます。

※2 課税時期に最終価格がない場合には、課税時期前の最も近い日の最終価格で評価します。

※3 発行会社の株式が取引相場のない株式である場合には、次の算式によって修正した金額を発行会社の株価とします。

$$\frac{N + P \times Q}{1 + Q}$$

N = 評価通達の定めにより評価した発行会社の課税時期における1株当たりの価額
P = 転換価格
Q = 次の算式により計算した未転換社債のすべてが株式に転換されたものとした場合の増資割合

$$\frac{\text{転換社債のうち課税時期において権利行使されていないものの券面総額}}{\text{課税時期における発行済株式数}} \div \text{転換価格}$$

4 ディスカウント債

ディスカウント債は利付公社債と割引公社債の評価に準じて次のように評価します。

発行価額＋既経過償還差益＋既経過利息（源泉徴収税相当額控除後）

ただし、取扱金融機関が算出する予想売却価格が、上記算式により計算した価額を下回る場合には、予想売却価格で評価します。

5 個人向け国債

個人向け国債は、課税時期において中途換金した場合に支払いを受けることができる金額として次のように評価します。

$$\text{額面金額} + \text{経過利子相当額} - \text{中途換金調整額}$$

中途換金調整額は、課税時期が発行後いつの時点にあるかによって次のように計算します。

① 発行から半年未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{経過利子相当額} - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

② 発行から半年以上1年未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{初回の利子相当額} \times 0.79685 + \text{経過利子相当額} - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

③ 発行から1年以上1年半未満の期間内に課税時期がある場合

$$\text{中途換金日の直前2回分の各利子相当額} \times 0.79685 - (\text{初回の利子の調整額相当額})$$

④ 発行から1年半以上経過した後に課税時期がある場合

$$\text{中途換金日の直前2回分の各利子相当額} \times 0.79685$$

※ 経過利子相当額は源泉徴収税相当額を控除する前の金額です。

※ 購入時に初回の利子の調整額の払い込みが必要となる銘柄は、中途換金調整額から初回の利子の調整額が差し引かれます。発行日が土曜日などの銀行休業日に当たる場合には、その翌営業日が発行日となるため、初回の利子計算期間(6ヶ月間)に満たない日数の利子相当額を購入時に払い込むことにより調整されています。この額を「初回の利子の調整額」といいます。なお、2016年5月16日以降に発行された個人向け国債の初回の利子は、発行日から初回利払日までの期間に対応する金額を支払う方法に変更されたため、「初回の利子の調整額相当額」は差し引きません。

証券投資信託の相続税評価

POINT

- ① 上場証券投資信託は上場株式と同様の方法で評価します。
- ② 非上場証券投資信託は解約請求等をした場合に支払いを受けることができる価額で評価します。

1 上場証券投資信託の受益証券

上場証券投資信託の受益証券は取引所を通じて売買することになりますから、上場株式と同様の評価方法です [P.291](#)。

2 非上場証券投資信託の受益証券

① MRF等の受益証券

MRF等の日々決算型の証券投資信託の受益証券は、課税時期に解約請求等をした場合に証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次のように評価します。なお、このような形態の証券投資信託の基準価額は、現在1口1円です。

$$\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{基準価額} \end{array} \times \text{口数} + \begin{array}{l} \text{再投資されていない} \\ \text{未収分配金 (A)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(A)につき源泉徴収} \\ \text{されるべき所得税・} \\ \text{住民税相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信託財産留保額} \\ \text{および解約手数料} \\ \text{(消費税相当額を含む)} \end{array}$$

② ①以外の証券投資信託の受益証券

①以外の証券投資信託の受益証券は、課税時期に解約請求等をした場合に証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次のように評価します。

$$\begin{array}{l} \text{課税時期の} \\ \text{1口当たりの} \\ \text{基準価額 (※1) (※2)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{口数} \\ \text{(※1)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税時期において解約請求} \\ \text{等をした場合に源泉徴収されるべき} \\ \text{所得税・住民税相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信託財産留保額} \\ \text{および解約手数料} \\ \text{(消費税相当額を含む)} \end{array}$$

※1 1万口当たりの基準価額が公表されている証券投資信託については、算式中の「課税時期の1口当たりの基準価額」を「課税時期の1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万で除して求めた数」と読み替えて計算した金額とします。

※2 課税時期の基準価額がない場合には、課税時期前の基準価額のうち、課税時期に最も近い日の基準価額を課税時期の基準価額として計算します。

コラム column

外国証券の評価

1 評価方法

外国の証券取引所に上場されている株式は、国内の上場株式の評価方法に準じて評価します **P.291**。

2 邦貨換算

外貨建ての証券を評価する場合は、円貨に換算する必要があります。この円貨換算を行うときのレートは、原則として納税義務者の取引金融機関（銀行に限らず郵便局や証券会社等も含まれます）が公表する課税時期の対顧客直物電信買相場（TTB、課税時期にTTBがない場合には課税時期前のTTBのうち、課税時期に最も近い日のTTB）を使用します。

3 具体例

〈前提〉

8月9日相続発生、NY証券取引所上場のA社株式を100株保有

A社株式の価格 ①8月9日 62ドル ②8月の終値平均 64ドル
③7月の終値平均 60ドル ④6月の終値平均 61ドル

為替レート 8月9日のTTB 101円

まず、A社株式の評価を外貨ベースで行います。①から④の最も低い価額を使用しますので、6千ドル（60ドル×100株）となります。

次にこれを円貨に換算します。円貨換算は課税時期のTTBを使用しますので、評価額は60.6万円（6千ドル×101円）となります。

有価証券の相続税評価方法一覧

有価証券		評価方法		課税時期に終値等がない場合の取扱い	
(1)上場株式		金融商品取引所の課税時期における終値と課税時期の属する月以前3ヶ月間の各月の毎日の終値の月平均額の4つを比べて最も低い価額		課税時期の前後の直近の終値(直近の終値が2つある場合は平均)	
(2)気配相場等のある株式		日本証券業協会の公表する課税時期における取引価格(高値と安値の双方が公表されている場合は、その平均額)と(1)と同様の月平均額の4つを比べて最も低い価額		課税時期前直近の取引価格	
(3)取引相場のない株式		① 原則的な評価方法	大会社	類似業種比準方式または純資産価額方式	—
			中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式または純資産価額方式	
			小会社	類似業種比準方式または純資産価額方式	
		② 特例的な評価方法(所有者が同族株主以外の場合)	(a)配当還元方式 $\frac{\text{1株当たりの直前期末以前2年間の配当金額の平均(1株を50円として換算)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ (b) (a)の価額が①の価額を超える場合は①の価額		
		③ 株式等保有特定会社・土地保有特定会社等	純資産価額方式 (株式等保有特定会社は簡便方式(※1)によることも可)		
(4)公社債	①利付債	① 上場利付債	課税時期における最終価格+既経過利息		課税時期前直近の最終価格または平均値(いずれもある場合は低い価額)
		② 売買参考統計値銘柄に選定されている利付債	売買参考統計値(平均値)+既経過利息		
		③ ①②以外の利付債	発行価額+既経過利息		
	②割引公社債(※2)	① 上場割引債	課税時期における最終価格		課税時期前直近の最終価格または平均値(いずれもある場合は低い価額)
		② 売買参考統計値銘柄に選定されている割引債	売買参考統計値(平均値)		
		③ ①②以外の割引債	発行価額+既経過償還差益		

※1 評価額=S1+S2とする評価方式をいいます。

S1: その会社の保有株式等とその保有株式等にかかる受取配当金がなかったものとした場合の、原則的な評価方法を一定の条件下ではめて計算した金額

S2: その会社の保有株式等について財産評価基本通達の定めによって評価した価額から、評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額

※2 課税時期において割引公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき金額がある場合には、右記区分に従って評価した金額から、その差益金額にかかる源泉徴収税相当額を控除した金額で評価します。

有価証券		評価方法		課税時期に終値等がない場合の取扱い
(4) 公社債	③ 転換社債 型新株予 約権付社 債(転換社 債)	① 上場されている 転換社債	課税時期における最終価格+既経過利息	課税時期前直近の最 終価格
		② 店頭登録されて いる転換社債	日本証券業協会の公表する最終価格+既経過利息	
		③ ①②以外の転 換社債	発行価額+既経過利息 ただし、発行会社の株価(※)>転換価格 の場合 $\text{発行会社の株価} \times \frac{100\text{円}}{\text{転換価格}}$ ※相続税等計算時の評価額。ただし、取引相場のない 株式の場合は一定の修正を加えた額	
	④ ディスカウ ント債	発行価額+既経過償還差益+既経過利息		—
	⑤ 個人向け 国債	額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額		—
(5) 投資信託	① 上場証券投資信託の受益証券 上場株式の評価に準じて評価			課税時期の前後の直 近の終値(直近の終 値が2つある場合は 平均)
	② MRF等(日々決算型)の受益証券 1口当たりの 基準価額 × 口数 + 再投資されて いない未収分 配金(A)	(A)につき源泉徴 収されるべき所得 税・住民税相当額	信託財産留保額 および解約手数料 (消費税相当額を含む)	規定なし
	③ ①②以外の証券投資信託の受益証券 課税時期の 1口当たりの 基準価額 × 口数 - 課税時期において解約請求 等をした場合に源泉徴収されるべき 所得税・住民税相当額	信託財産留保額 および解約手数料 (消費税相当額を含む)	課税時期前 直近の基準価額	
(6) 外国証券	上記(1)~(5)の方法により、外貨ベースで評価し、その評価額に納税義務者の取引 金融機関が公表する課税時期の対顧客直物電信買相場(TTB)を乗じて円換算した 価額			上記(1)~(5)に準 ずる。なお、TTBにつ いては課税時期前直 近の相場